（届出書に記載すべき事項）

第二百一条　法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～七　略］

八　第百九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合　次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号ロに該当することとなった場合にあっては、国内に営業所又は事務所を有しない法人となった年月日

へ　［略］

［九～二十七　略］

（取引所取引業務に係る禁止行為）

第二百三十一条　法第六十条の十三において準用する法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～八　略］

九‖　顧客が法第百八十五条の二十二第一項、第百八十五条の二十三第一項又は第百八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反するデリバティブ取引（これらの規定に違反する行為に関連して行われるものを含む。）を行うおそれがあることを知りながら、これらの取引又はその受託等をする行為

十‖　暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該暗号資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等をする行為

十一‖　暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該暗号資産等に係るデリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等をする行為

2　［略］

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百三十二条　法第六十条の十三において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

［一～三　略］

四‖　取引所取引許可業者が、その行う暗号資産関連デリバティブ取引等について、取引所取引業務（暗号資産に関する取引所取引に係るものに限る。以下この号において同じ。）の顧客の暗号資産関連デリバティブ取引等に係る注文の動向若しくは内容又は暗号資産関連デリバティブ取引等の状況その他の事情に応じ、顧客が法第百八十五条の二十二第一項、第百八十五条の二十三第一項又は第百八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあると認めるときは当該顧客との間の取引所取引業務に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号資産関連デリバティブ取引等に係る不公正な行為の防止を図るために必要な措置を講じていないと認められる状況

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条　［同上］

［一～七　同上］

八　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号ロに該当することとなった場合にあっては、国内に営業所又は事務所を有しない者となった年月日

へ　［同上］

［九～二十七　同上］

（取引所取引業務に係る禁止行為）

第二百三十一条　［同上］

［一～八　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

2　［同上］

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百三十二条　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］